

## 基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の推進

私たち一人ひとりが、生き生きと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、社会制度や慣行の見直し、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に起因する差別的取り扱いを排除していくことが、重要な課題です。

広報・啓発や教育を通じた男女共同参画についての理解の促進により、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意識によって社会のあらゆる分野で活躍が出来る社会の実現を目指します。

### 計画課題(1) 男女共同参画を推進する教育・研修の充実、広報・啓発活動の推進

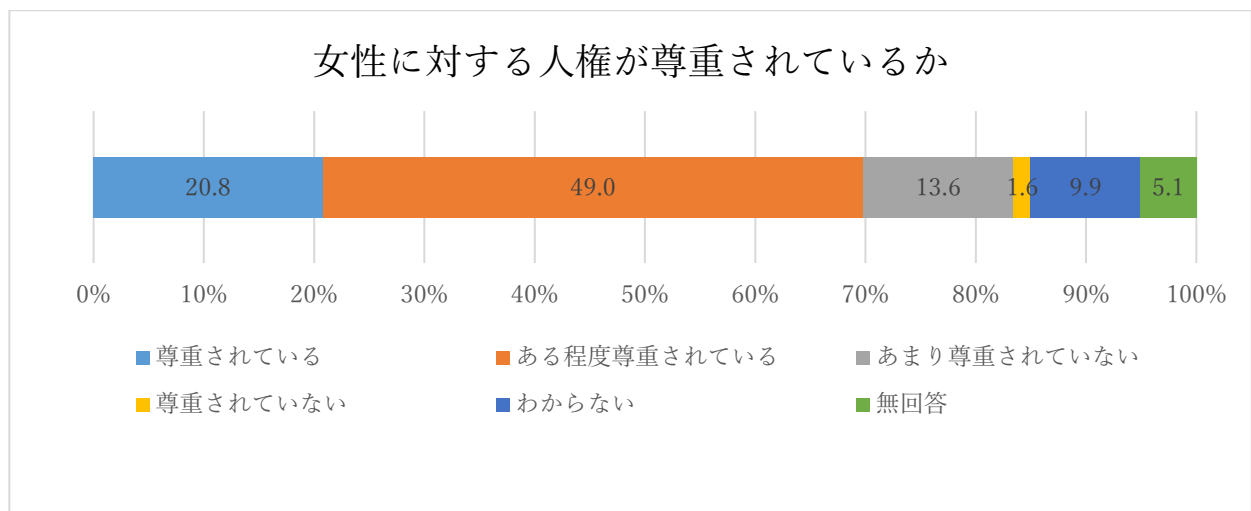
男女が共に、性別によった差別や、固定的な役割を強制されることなく、社会のあらゆる場面でその能力を認め合い、尊重されなければなりません。しかし、意識するしないに拘わらず、私たちの身近な生活の中では、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのも事実です。そういった古い認識を改めていくための意識変革を進める取組が必要です。

また、セクシュアル・ハラスメントは、男女の対等な関係作りを阻む大きな要因であり、大きな人権侵害であるとの認識に立ちその防止に努めなければなりません。

そのうえで、DVやあらゆる女性への暴力や性的嫌がらせ等に対し、被害を受けた人が安心して相談できる場や施設を充実しなければなりません。

#### 【具体的施策】

- ①固定的性別役割分担意識の解消に向けた学習・啓発・広報推進
- ②男女共同参画の視点に立った各種講座の開催
- ③職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の指導・啓発
- ④人権相談及び男女共同参画に関する相談の充実



平成 28 年 8 月実施 井手町でのアンケート調査より作成（町内在住 20 歳以上の男女 2,000 人を無作為抽出し配布、調査回答数 669 人。内男性 42.9%、女性 54.3%）

## 計画課題(2) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

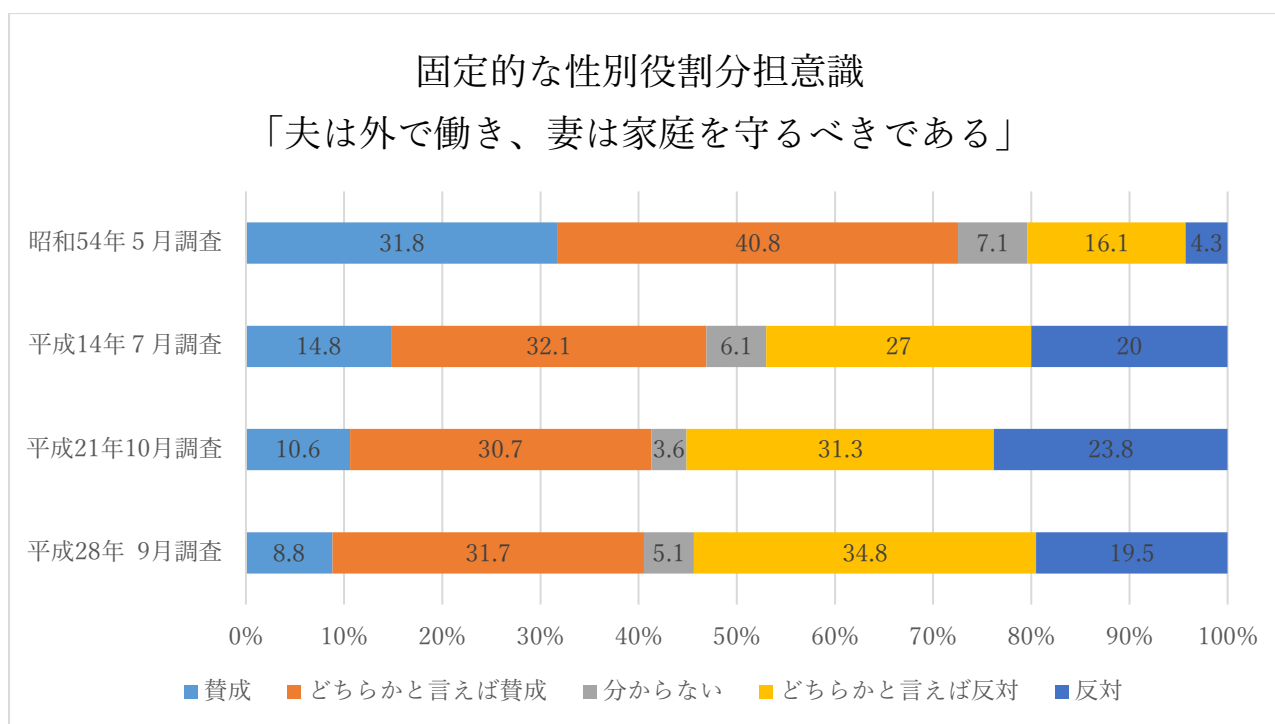
家庭や学校における教育は、子どもに大きな影響を与えます。子どもの頃から、固定的性別役割分担意識にとらわれない価値観を身に付け、多様な選択肢の中から将来の生き方を選択していけるよう、男女平等に関する教育を進めていく必要があります。

府内のある高校生や大学生などを対象とした意識調査では、性別役割分担意識を肯定的に持っているということが見受けられることから、当該意識は日常生活の中で培われるものと考えられます。このような現実を変革しなければ、男女が対等な立場で社会において活躍したり、ましてや指導的な立場で活躍できる社会の実現は難しくなります。そういった観点からの将来の進路に向けた教育現場での学習も大切です。

また、様々な機会を通じて、最近増加しているネットを利用したいじめや誹謗中傷といった人権を侵害する行為、様々な誤った情報に対して、正しく判断でき行動できる能力を身につけていくことも重要です。

### 【具体的施策】

- ①男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- ②ジェンダーの正しい理解や性の多様性の理解、男女平等に関する教育・学習の推進

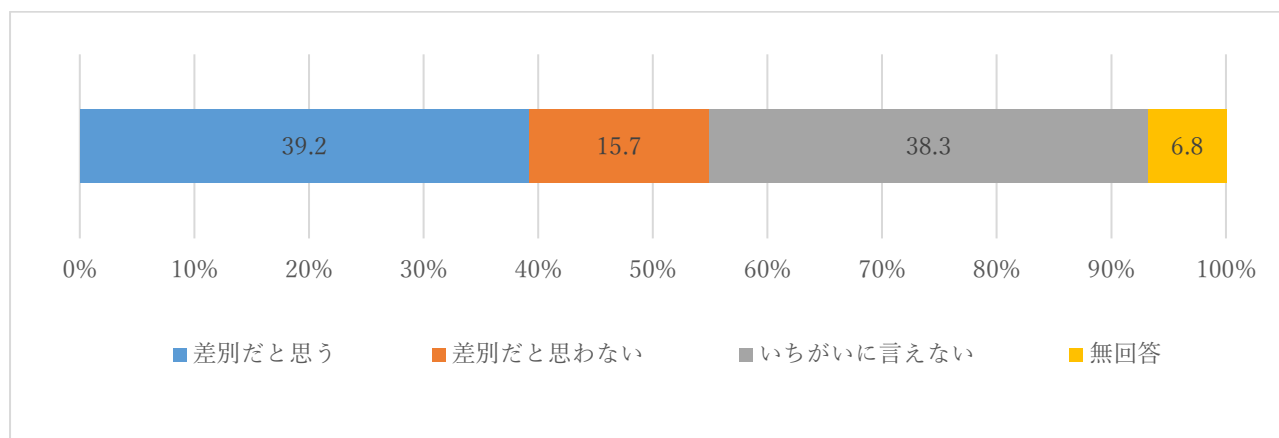


内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成28年9月）より作成

◎この調査によると、昭和54年（1979年）には、賛成、どちらかと言うと賛成を合わせると、72.6%。反対、どちらかと言うと反対を合わせると、20.4%と賛成が反対を大きく上回っている。

しかし、平成28年度（2016年度）の調査では、賛成、どちらかと言うと賛成を合わせると40.5%、反対、どちらかと言うと反対を合わせると、54.3%となり、意識が大きく変化してきていることが伺える。

『妻が外で働きたいと考え、夫に相談したところ、夫は「男は仕事・女は家庭」と言って、妻が働くことを反対した』という設問に対する井手町でのアンケート調査（平成28年8月実施）より作成。（調査回答数669人、前出の調査と同じ。）



## 基本方針2 あらゆる分野における女性の活躍の推進

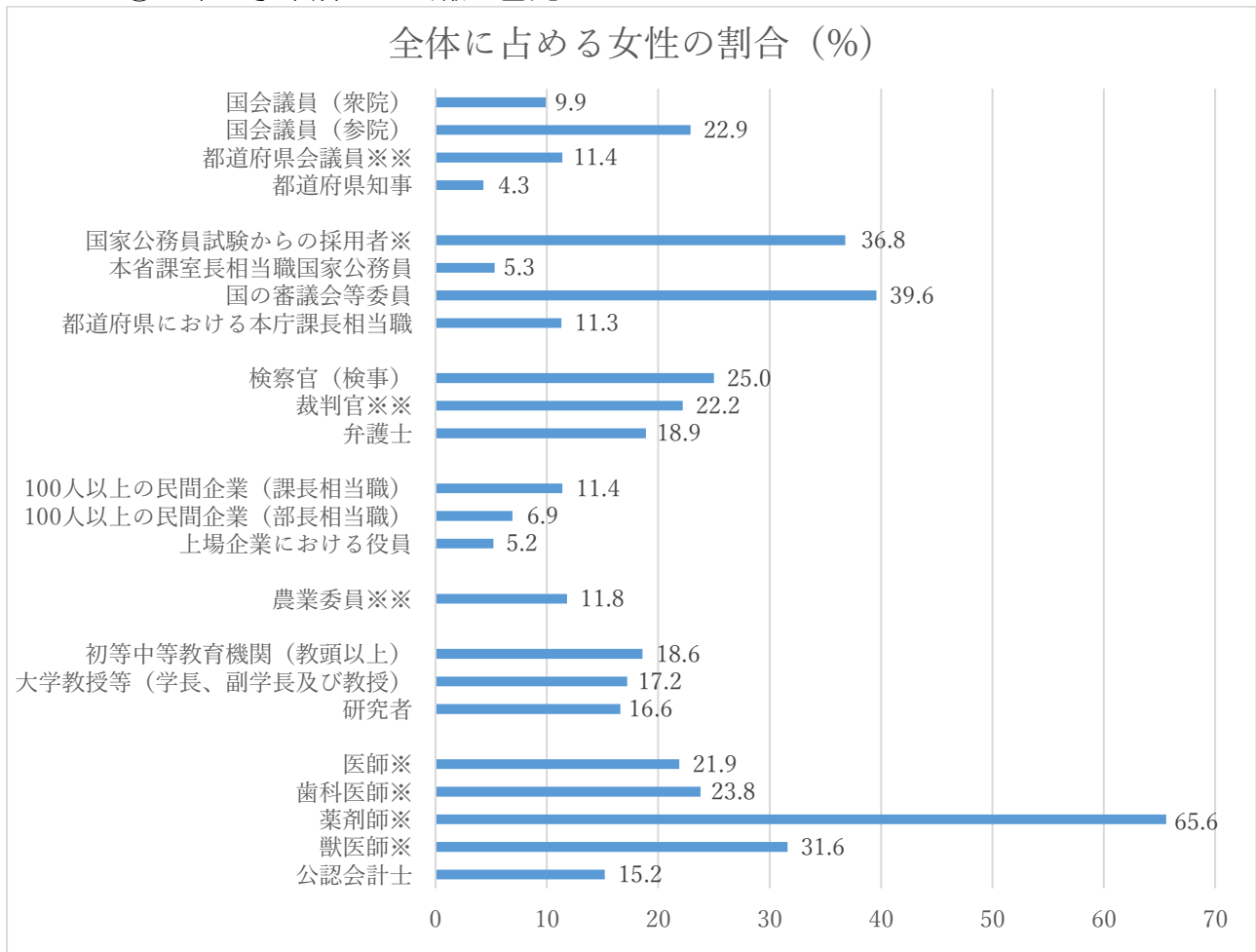
### 計画課題(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

女性の社会進出は着実に進んできてはいますが、政策や方針決定の場への女性の参画はまだ十分とは言えないのが実情です。

国では、平成 15 年（2003 年）に「社会のあらゆる分野において、令和 2 年（2020 年）までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30%程度となるように期待する」との目標を掲げてきましたが、国民に十分に共有されなかったこともあり、諸外国と比較すると低い水準にとどまっています。特に、本町の様に財政規模の小さい自治体では、よりその実態が数字として厳しく出てしまう傾向はありますが、一層の取組が必要です。

#### 【具体的施策】

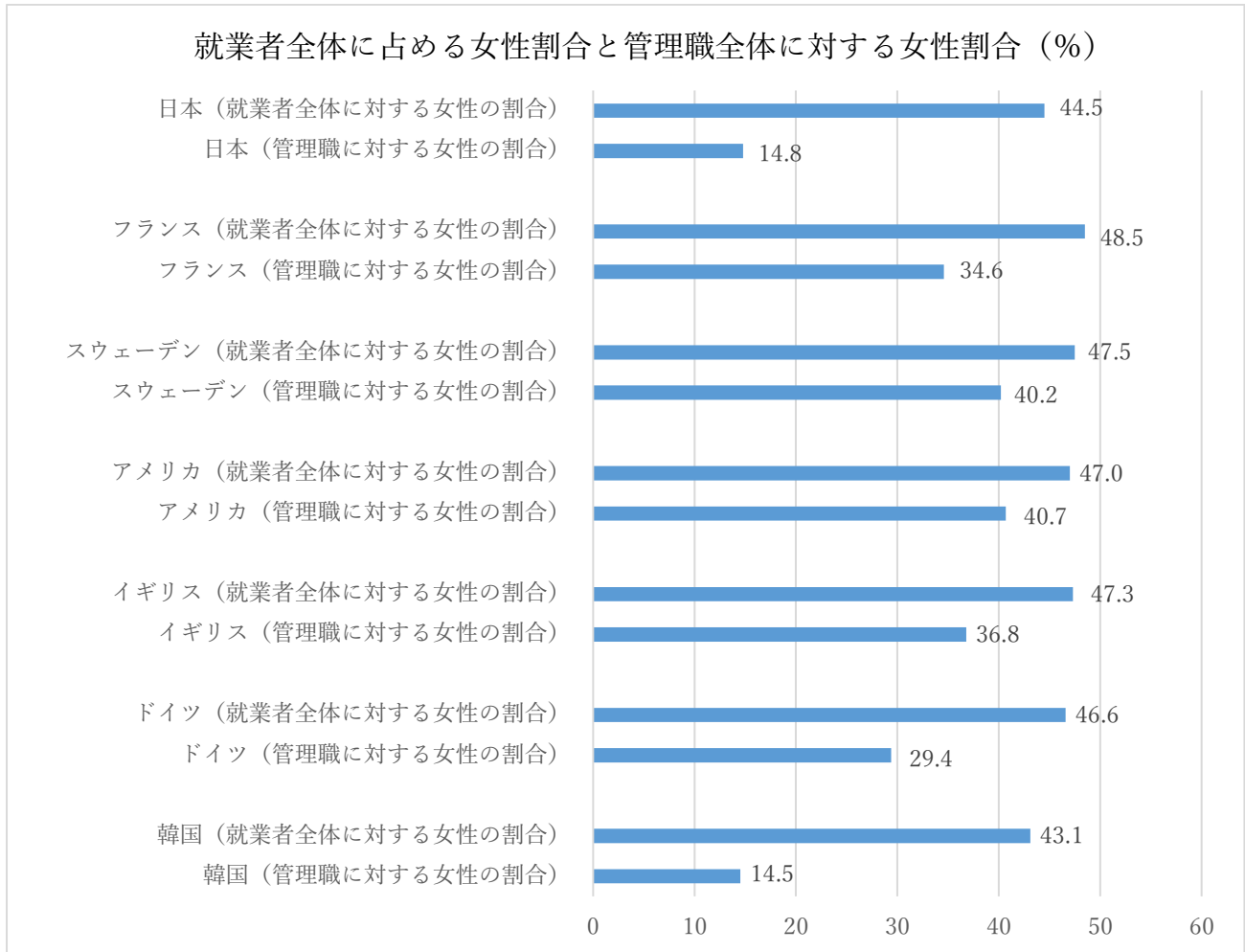
- ①女性職員の職域拡大や管理職への積極的登用及び女性職員の人材育成
- ②各種審議会等への女性の登用
- ③企業・事業所への広報・啓発



内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より作成 ※※平成30年度、※は令和2年度データ

◎政府は令和 2 年（2020 年）までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも 30%

程度と目標を設定。図では、4分野で目標を達成。しかし、女性の政策・方針決定という国の重要な立場における女性の割合は、男女の構成比という面からも不自然な状態。



日本は、総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元年度）より、その他の国は、ILO “ILOSTAT”（国際労働機関“労働統計総合データベース”）より作成

◎この調査によると、就業者に占める女性割合と比べ、管理的職業に占める女性の割合は、日本は欧米に比べかなり低いことが分かる。

### 計画課題(2) 働き方や職場環境の見直しの推進

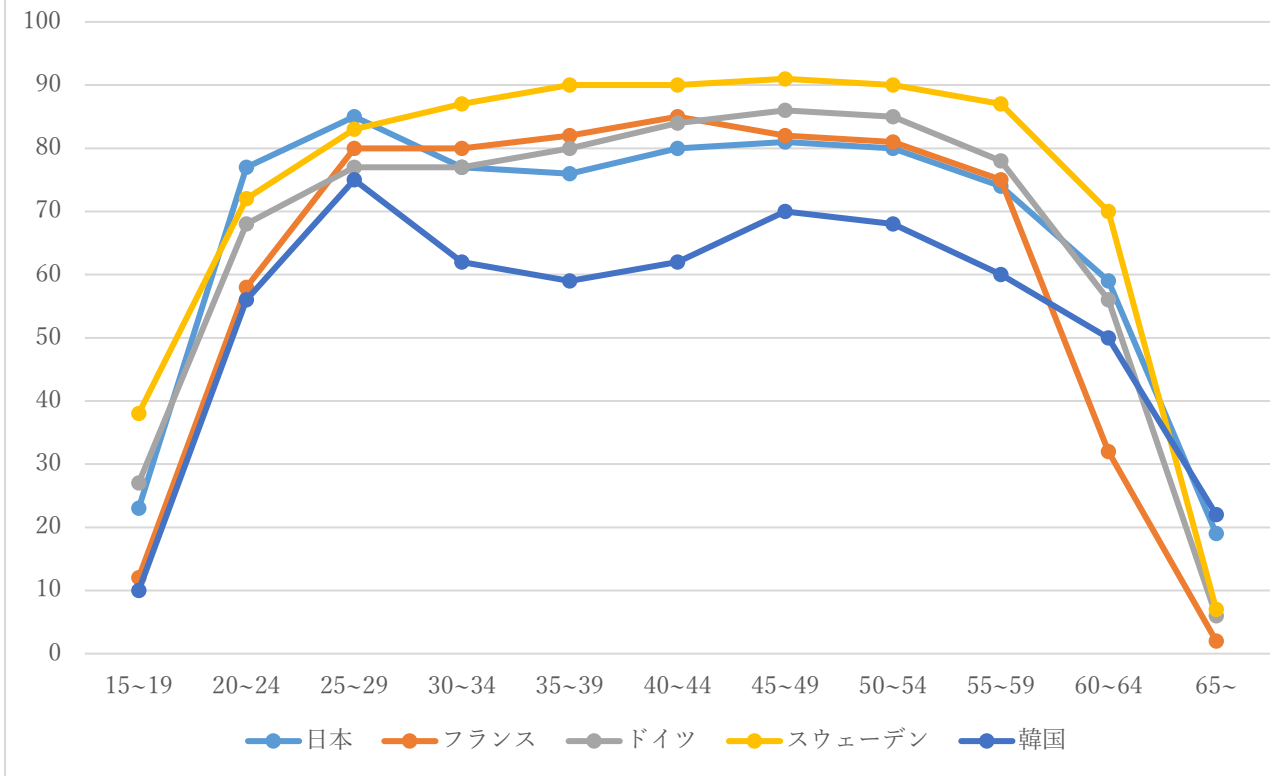
全国的に女性の年齢別就業率をみると30歳代で低くなり、次のグラフの様にM字カーブを描いています。少しずつ改善されてきていると言われてはいますが、依然として改善が必要な状況です。女性が就職しても、結婚後子育てのために離職しなければならないような状況を改善し、働きながら子育てが出来たり、たとえ一旦退職しても、再就職が出来るような支援が必要です。

そのためには、特定事業主行動計画にもあるように、男性が育児のために年休を取りやすい職場環境を目指すことも大切です。

#### 【具体的施策】

- ①男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発
- ②女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進

女性の年齢階級別労働力率の国際比較



日本は、総務省「労働力調査（基本集計）」、フランス、ドイツ、スウェーデン、韓国はILO「ILOSTAT」より作成。全て2019年度（令和元年度）の値。  
労働力率は、「労働人口（就業者+完全失業者）／「15歳以上人口×100」

◎この調査では、日本では、30代～40代で、大きく労働力率が減少しており（M字カーブ）、出産後の離職の割合が多いことを示していると考えられる。

### 計画課題(3) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

本町における女性活躍推進の先導役を担うため、女性活躍推進法に定められた特定事業主行動計画等に基づき、町役場における取組を推進します。

また、商工団体等と連携し、企業・事業所に対する固定的性別役割分担意識の解消や男女の賃金格差の是正、セクシュアル・ハラスメントなどのない職場づくりに向けた啓発活動を行います。

#### 【具体的施策】

- ①女性の人材育成と人材情報の把握
- ②企業・事業所への広報・啓発

## 基本方針3 職業生活と家庭・地域生活の両立支援

### 計画課題(1) 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり

ワーク・ライフ・バランスの実現は、企業にとっても、優秀な人材の確保と定着、子育てや介護をしている人といった様々な立場から創出される多様な商品・サービスの提供など、大きなメリットが期待されます。

行政、企業、事業所、住民など様々な主体が連携し、社会全体で、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが重要です。

#### 【具体的施策】

- ①ワーク・ライフ・バランスの実現等に向けた男性に対する学習機会の提供
- ②育児介護休業制度の普及・啓発

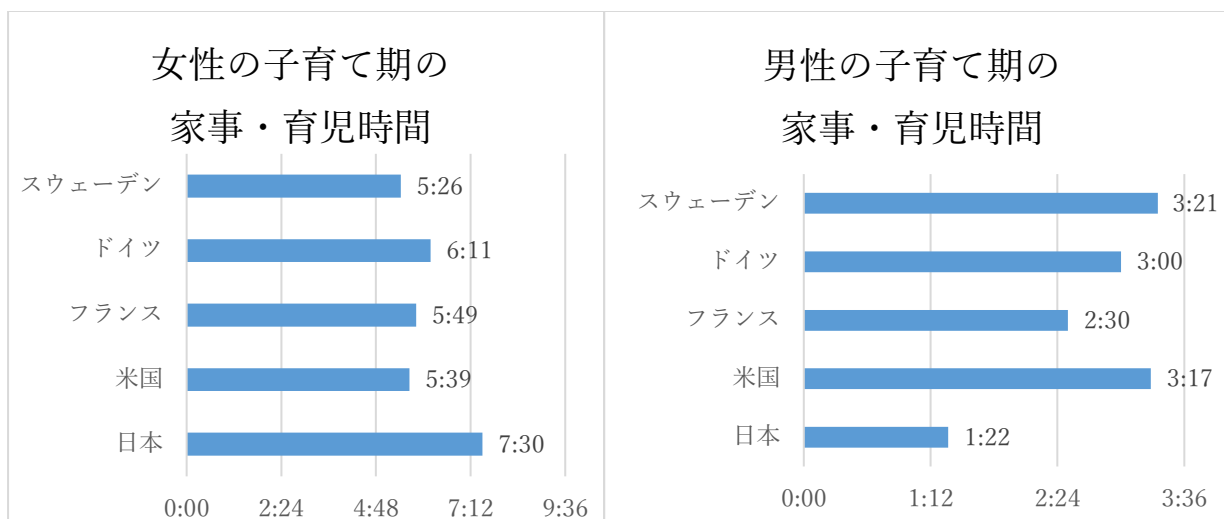
### 計画課題(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の推進

長時間労働を前提とする働き方は、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしています。

また男性自らが家庭生活や地域活動に積極的に参加し、固定的性別役割分担意識から脱却することを目指すことが大切です。そして、そのための企業・事業所等に対する広報や啓発等の働きかけが必要です。

#### 【具体的施策】

- ①男性の家事・子育てへの参加に向けた理解と学習機会の提供
- ②企業・事業所に対する広報・啓発及び学習機会の提供



総務省「社会生活基本調査」(平成28年)より作成



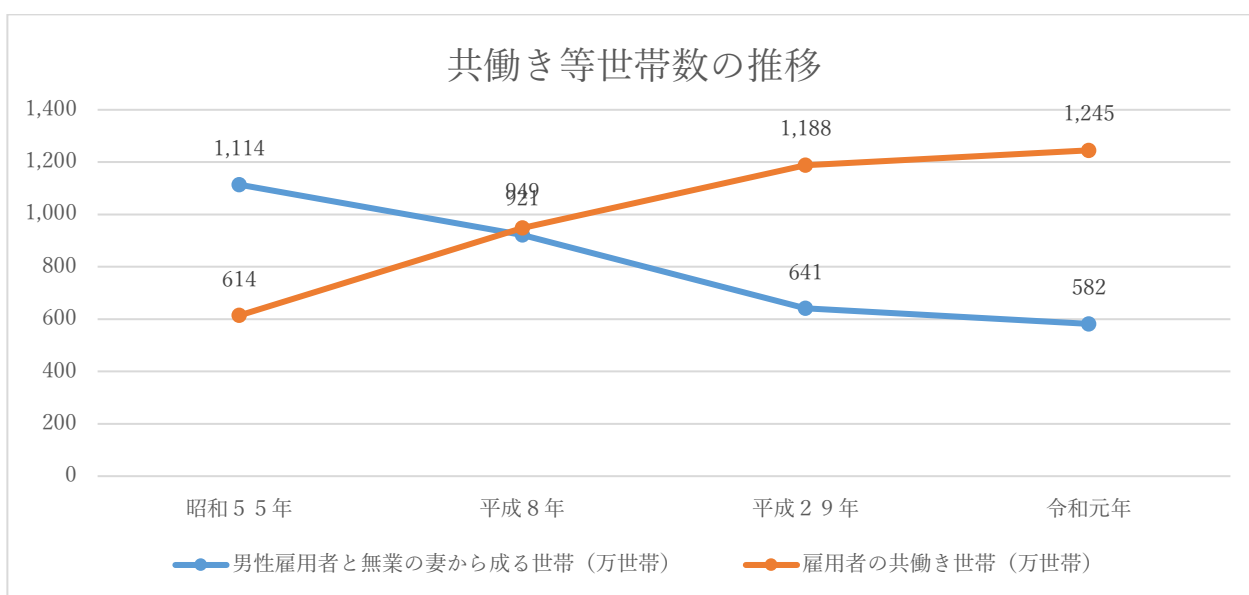
### 計画課題(3) 働く女性の生活支援

平成27年度(2015年度)男女共同参画白書によると、育児休業を取得する女性は増加しているが出産を前後して就業を継続する割合は増加しておらず、6割以上の女性が出産を機に離職する傾向が続いています。

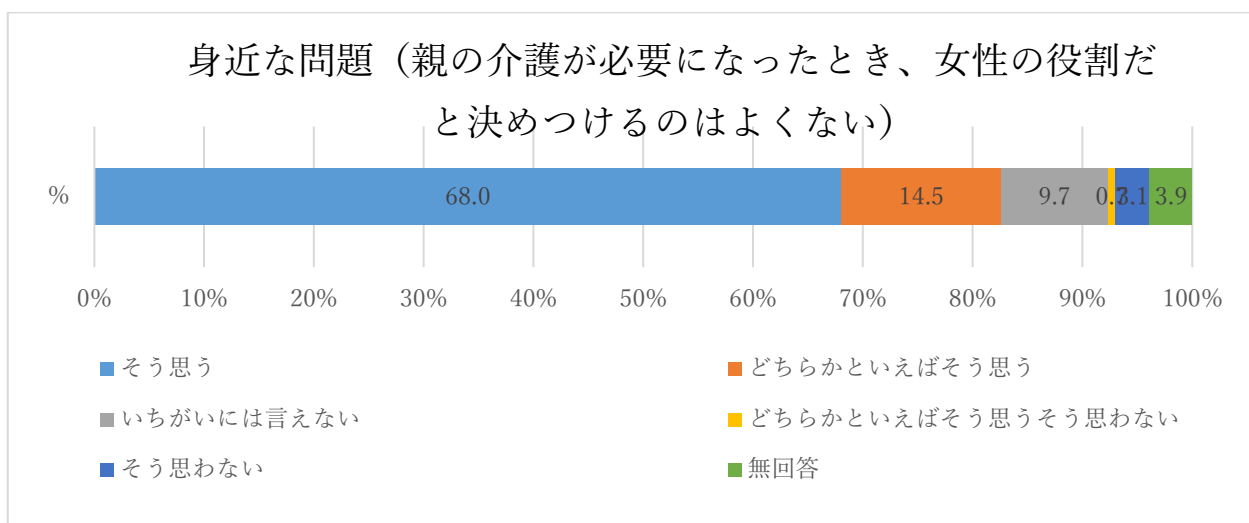
そこで、男女ともに、仕事と子育てを両立できる社会の実現に向け、働き続けたい女性が迷う事なく、その能力を十分に発揮して働き続けられるよう、子育て施策の充実を進める必要があります。

#### 【具体的施策】

- ①多様なニーズに対応した保育サービスの提供
- ②放課後児童クラブの充実や放課後子ども教室の充実
- ③ひとり親家庭への支援



総務省「労働力調査特別調査」(各年2月)より抜粋し作成



井手町での意識調査(平成28年8月実施、前出の調査と同じ。)より作成。



## **基本方針4 安全・安心な暮らしの実現**

### **計画課題(1) 地域防災における男女共同参画の推進**

東日本大震災の教訓の一つに、避難所運営における女性の視点の欠如が課題となったことが挙げられます。この時、復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しましたが、意思決定の場への女性の参画が少なかったことが課題として挙げられました。したがって、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施が必要です。

#### **【具体的施策】**

- ①防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ②男女共同参画の視点に立った地域防災活動、避難所運営の推進

### **計画課題(2) まちづくり、観光などにおける男女共同参画の推進**

かつて、東日本大震災の折に、避難所生活で不便を感じていた女性の視点・声が、避難所生活の改善につながったように、これまでにない視点で、今後の地域の発展や、まちづくりに女性の視点を生かしていくことは大切だと考えます。

#### **【具体的施策】**

- ①女性の視点を生かしたまちづくりの推進
- ②農業・商工業等の自営業における男女共同参画に向けた広報・啓発

### **計画課題(3) セクシュアル・ハラスメント防止や、暴力の根絶のための広報・啓発学習機会の提供**

セクシュアル・ハラスメントや暴力は重大な人権侵害であり、その背景には固定的性別役割分担意識や男女の経済的格差など男女共同参画を阻害する問題があります。

そのために、各職場での啓発や研修を進めるために様々な取組が必要であり、それと合わせ、被害者への相談窓口などの業務を充実させ、被害者の自立・支援に取り組む必要があります。

#### **【具体的施策】**

- ①職場・地域におけるセクシュアル・ハラスメント防止の指導・啓発
- ②被害者相談体制の充実

### **計画課題(4) 配偶者からの暴力の根絶(井手町DV対策基本計画)**

配偶者等からの暴力「ドメスティック・バイオレンス」(以下、「DV」という。)は、多くが家庭内で行われるため外部からの発見が困難であり、また、加害者に罪の意識が薄い傾向があるため、被害が深刻化しやすいという特徴があります。犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、様々な機関が連携しながら取り組まなければならない緊急の課題です。

DVの被害者の多くは女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格

差、性別による固定的役割分担意識など、男女共同参画に関する根本的な問題が集約されています。

平成13年（2001年）にDV防止法が制定され、平成16年（2004年）には「配偶者からの暴力」の定義の拡大、被害者の保護の強化などが盛り込まれた改正がなされ、その後、平成19年（2007年）には配偶者からの暴力防止・被害者保護のための施策に関する基本計画の策定を市町村の努力義務とすることなどを定めた一部改正が行われました。

ここでは、DV防止法第2条の3第3項に規定される基本計画（DV対策基本計画）として、本計画と一体的に位置付けます。

## 【現状と課題】

セクシュアル・ハラスメントやデートDV、児童、高齢者、障がいのある人等に対する虐待、配偶者等に対するDVなど、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。特に女性に対する暴力は、経済力の格差や上下関係など、男女がおかれている立場に起因する実態があり、暴力が子どもに及ぶことも少なくなく、あらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な問題となっています。

平成30年度（2018年度）の内閣府による配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は来所34,849件、電話75,964件、その他3,668件の全体で114,481件であり、10年前の平成20年度（2008年度）での全体68,196件と比較すると約68%増加している状況です。

あらゆる暴力を未然に防止し、DV問題が潜在化することのないよう、一人ひとりの認識を深める啓発やDVに関する情報提供や窓口の周知を徹底するほか、被害者が相談しやすい体制を整備する必要があります。

## 【具体的施策】

### ① DVを防止するための広報・啓発

DVやデートDVに関する情報や各種講座などの案内について、様々な媒体や機会を通じて情報提供するとともに、啓発に努めます。

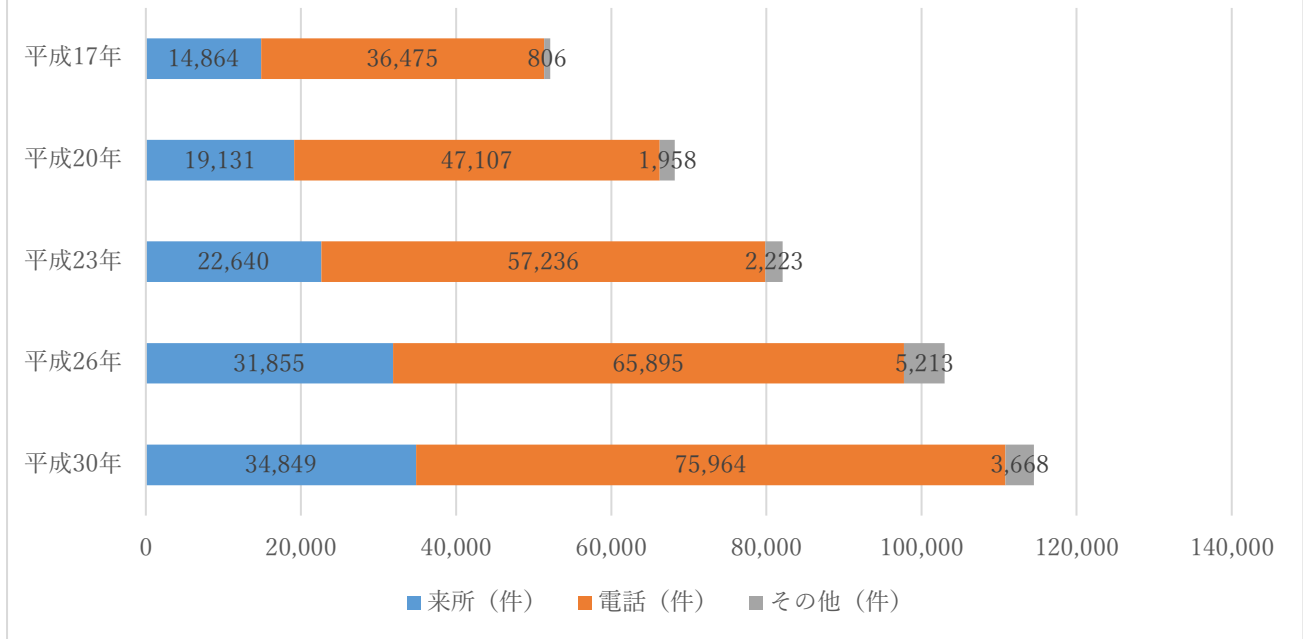
### ② 相談体制の充実・強化

- ・ いづみ人権交流センターにて相談員を配置し、相談内容に応じた適切な対応ができるよう、庁内関係課及び関係機関との連携に努めます。
- ・ DVをはじめ、傷つき体験や様々な問題について専門のカウンセラー（臨床心理士・社会福祉士）による「こころの相談室」を開設します。

### ③ DV被害者の安全確保と自立支援

被害者の一時保護及び自立支援にあたっては、京都府家庭支援総合センターや田辺警察署など、関係機関等と緊密に連携を図ります。

### 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



内閣府調べ (全国集計)